

2021年度 法科大学院

第2期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

「自由心証の尽きたところに証明責任が始まる。」と言われることがある。この文章の意味するところを説明しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

Wは、①ある事件の公判において、証人として出廷し「私は、令和元年10月10日、○
○党△△市支部の集会に出席していたが、そのとき、出席者の前で、②Aは、『私は、△△
市のX市長が、1週間前に市内の本屋で本1冊を万引きしたのを見た。』と言っていた。」と
証言した。この証言中の下線部②の部分の証拠能力は、下線部①の事件が、被告人AがXの
名誉を毀損したとする名誉毀損の事実に関するものである場合と、被告人Xが市内の本屋
で本1冊を万引きしたとする窃盗の事実に関するものである場合とで、どのように異なる
か。下記の〔 〕内の用語をすべて使用して、論述しなさい。なお、関係する憲法及び刑事
訴訟法の規定を必ず摘示すること。

〔記憶、憲法上の保障、表現、供述内容の真実性、知覚、立証、反対尋問、供述の存在〕